

4. 博士の学位申請に際しての諸注意事項

社会情報学研究科博士後期課程で博士の学位を申請する場合は、次の各事項を参照すること。

1. 博士学位申請論文予備審査について

博士学位申請論文の提出に先立って、博士学位申請論文予備審査（以下、予備審査という）を申請し、審査を受けなければならない。予備審査は本課程が定める「博士学位申請論文の審査過程に関する申合せ」による。

2. 博士学位申請論文の提出等について

予備審査により、博士論文提出に関し「可」と判定された者は、青山学院大学学位規則第3章博士の学位に基づき、下記のとおり博士学位申請論文の提出等を行うこと。

(1) 博士の学位授与の要件

博士の学位は、大学院委員会の議を経て、次の各号の一に該当する者に授与する。

(1) 博士後期課程にあっては大学院学則第40条に規定する所定の年数以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士学位申請論文の審査及び最終試験に合格するとともに、2外国語の認定に合格した者。

(2) 博士課程を経ない者であっても、博士学位申請論文を提出してその審査に合格し、専攻学術に関し、前号該当者と同等以上の学力を有することが試験により確認され、かつ、2外国語の認定試験に合格した者。

[学位規則第7条]

(2) 課程による者の博士学位申請論文の提出

前条第1号の規定により博士の学位を申請する者は、博士学位申請書に、研究科が定める部数の博士学位申請論文1編、論文要旨及び履歴書を添え、研究指導教員を通じて、社会情報学研究科博士後期課程委員会に提出するものとする。

2 前項に規定する博士学位申請論文は、入学時から起算して6年以内に提出するものとする。ただし、博士後期課程に標準修業年限以上在学して所要単位を修得し、必要な研究指導を受けたのみで退学した者が、再入学して博士学位申請論文を提出するときは、前条第1号の規定を適用し、再入学しないで提出するときは、同条第2号の規定を適用するものとする。

3 博士学位申請論文提出のために再入学した者の在学期間は、博士後期課程にあっては入学時から起算して通じて6年を超えないものとする。

[学位規則第8条]

(3) 課程による者の博士学位申請論文の受理

第7条第1号に規定する博士学位申請論文の受理の可否は、当該研究科博士後期課程委員会で決定する。

[学位規則第10条]

(4) 審査資料の請求

研究科博士後期課程委員会は、博士学位申請論文審査に当たって必要と認めるときは、博士学位申請論文提出者に対して当該博士学位申請論文の参考論文、模型、又は標本その他の資料の提出を求めることができる。[学位規則第12条]

(5) 博士論文審査委員会

博士学位申請論文の審査は、当該研究科博士後期課程委員会の設ける博士論文審査委員会が行う。

2 前項に規定する博士論文審査委員会には、当該研究科博士後期課程委員会の構成員1名を主査とし、ほかにこれらの委員会を選定する構成員を含む2名以上を加えなければならない。

3 第7条第1号に規定する場合は、原則としてその研究指導教員を主査とするものとする。

4 審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

[学位規則第13条]

(6) 博士学位申請論文の審査、最終試験

博士論文審査委員会は、博士学位申請論文の審査及び最終試験を行う。

[学位規則第14条]

(7) 課程による者の最終試験

第7条第1号に規定する者の最終試験は、博士学位申請論文を中心として、これに関連ある学問領域にわたり試問の方法によりこれを行う。

2 試問は、口頭試問によるが、筆答試問をあわせて行うことができる。

[学位規則第15条]

(8) 外国語認定試験の免除

博士論文審査委員会は、前条の規定にかかわらず、博士学位申請者の博士学位申請論文以外の業績、学位の種類又は博士学位申請論文の性格に応じ、外国語認定試験を行う必要がないと認めるときは、当該研究科博士後期課程委員会の承認を得て、その経歴及び業績の審査をもってこれに代えることができる。

[学位規則第17条]

(9) 審査の期間

博士学位申請論文の審査は、当該博士学位申請論文を受理してから原則として、1年以内に終了するものとする。ただし、第7条第2号に規定する者については、当該研究科博士後期課程委員会の決議によりその期間を延長することができる。〔学位規則第18条〕

(10) 審査結果の報告

博士論文審査委員会は、博士学位申請論文の審査及び最終試験による学力の確認を終了したときは、直ちに審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、当該研究科長に文書で報告するものとする。

2 博士論文審査委員会は、博士学位申請論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、最終試験を行わないことができる。この場合、前項に規定する審査報告書に評価に関する意見を記載することを要しない。

〔学位規則第19条〕

(11) 課程による者の博士学位申請論文の可否の議決

第7条第1号に規定する者の博士学位申請論文審査の可否については、当該博士論文審査委員会の報告に基づき、当該研究科博士後期課程委員会が議決を行う。

2 前項に規定する議決を行うには、当該委員会構成員総数の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 議決の方法は、無記名投票によるものとする。

〔学位規則第20条〕

(12) 研究科長の報告

博士後期課程委員会が、第20条に規定する議決をしたときは、当該研究科長は、博士学位申請論文とともにその要旨及び審査の結果の要旨に添え、議決の結果を文書で学長に報告するものとする。〔学位規則第22条〕

(13) 大学院委員会の審議

学長は、前条に規定する報告に基づいて大学院委員会を招集してその審議を行い、当該博士学位申請論文の審査及び議決に関する手続が適正であることについて確認を得なければならない。

2 当該研究科長は、あらかじめ博士学位授与候補者の学歴、研究歴、職歴及び審査報告書を各委員に配付するものとし、大学院委員会において、当該研究科博士後期課程委員会における博士学位申請論文審査及び議決について報告を行うものとする。その際主査又は専攻主任若しくは教務主任は、臨席することができる。

3 博士の学位を授与できるものと議決するには、構成員総数の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

4 議決の方法は、無記名投票によるものとする。

〔学位規則第23条〕

(14) 学位の授与

学長は、前条に規定する大学院委員会の審議経過及びその結果を文書をもって院長に報告し、承認を求める。

2 学長は、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

〔学位規則第24条〕

(15) 博士論文要旨等の公表

博士の学位を授与したときは、本学は、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係わる博士論文の内容の要旨及び博士論文審査の結果の要旨を公表する。〔学位規則第25条〕

(16) 博士論文の公表

博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に「青山学院大学審査学位論文」と明記して、当該博士論文を印刷公表しなければならない。ただし、学位の授与を受ける前に既に印刷公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、本学は、その博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前項の規定により公表する場合は、「青山学院大学審査学位論文の要旨」と明記しなければならない。

〔学位規則第26条〕

(17) 学位の名称の使用

学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した本学名を次のとおり付記するものとする。

博士（学術）（青山学院大学）

〔学位規則第28条〕

(18) 学位記の様式

学位記及び学位申請関係書類の様式は、別表に掲げるとおりとする。

〔学位規則第32条〕

博士後期課程

(19) 文部科学大臣への報告

博士の学位を授与したときは、学長は当該博士の学位を授与した日から3カ月以内に別記様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。 [学位規則第29条]

(20) 学位簿登録

博士の学位を授与したときは、学長は学位簿に登録する。 [学位規則第30条]

(21) 学位授与の取消し

博士の学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、または不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、博士後期課程委員会の議を経て、その学位を取消し、学位記を返還させ、かつその旨公表する。

(1) 議決は、委員会構成員総数の2/3以上の出席を必要とし、出席者の2/3以上の賛成がなければならない。

(2) 議決の方法は、無記名投票による。 [学位規則第31条]